

平成18年8月10日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副	市		長	古	賀		滋
副	市		長	大	田	芳	洋
教	育		長	庭	木	信	昌
総	務	部	長	大	庭	健	三
企	画	部	長	前	田	敏	美
経	済	部	長	松	尾	茂	樹
建	設	部	長	大	石	隆	淳
教	育	部	長	古	賀	堯	示
水	道	部	長	伊	藤	元	康
総	務	課	長	古	賀	雅	章
財	政	課	長	森		基	治
企	画	課	長	宮	下	正	博

議 事 日 程 第 1 号

8月10日(木)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第75号議案	専決処分の承認について(平成18年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第5	第76号議案	東川登小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第77号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算(第1回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	報告第9号	専決処分の報告について(質疑)

開 会 10時8分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成18年8月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第75号議案から第77号議案までの3件の議案と報告第9号を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成18年8月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、8月7日議会運営委員会を開き、協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました事件決議議案2件、補正予算議案1件、報告1件の計4件でございます。

議案の審議については、全議案、委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日10日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日10日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日10日の1日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に10番吉川議員、13番前田議員、16番樋渡議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。本臨時会の開会に当たり、提案いたしました事件決議議案2件、補正予算議案1件及び報告事項1件につきまして、その概要を私の方から御説明申し上げます。

第75号議案 専決処分の承認についてにつきましては、水道事業会計における公営企業債の借りかえを行うことに伴い、平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告をし、議会の承認をいただくものであります。

第76号議案 東川登小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結についてにつきましては、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格150,000千円以上の工事請負契約について、議会の議決をいただくものであります。

第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）につきましては、本市に全国ネットで放映されるテレビドラマを誘致し、制作等に関し市民参加による各種の支援を行いたく、これらの準備のため、武雄市テレビドラマ誘致実行委員会（仮称）を組織いたすとともに、市から所要の財政支援を行うため、予算の補正を行うものであります。

次に、土木費では、武雄温泉ハイツ東側斜面等6カ所の急傾斜地崩壊防止事業費を計上し、災害復旧費では、6月下旬から続いた豪雨により公共土木施設や農地農業用施設などに大きな被害を受けたことから、被災施設の復旧に要する経費を計上いたしております。

また、報告事項といたしましては、報告第9号 専決処分の報告についてといたしまして、市道片白花島線における自動車の水没事故における損害賠償の額につきまして、市長の専決

処分事項の指定に関する条例の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をいたすものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしましたところであります。

詳細につきましては、御審議の際に補足をいたしたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

日程第4．第75号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

おはようございます。7月20日付で専決処分をさせていただきました議案第75号 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

水道高料金対策の一環としまして、公営企業金融公庫の貸付金のうち、高料金の企業債の借りかえ基準が昨年度より1%緩和をされまして、6%となりました。このことから、昭和60年12月に借り入れました2件の総額337,000千円が6.9%となっておりました関係で、借りかえ対象となったところであります。

この借りかえに伴いまして、総額で6,688,088円の利息が軽減されますので、借りかえについて申し込みを行ったところでございます。

今回の公営企業金融公庫の借りかえ指定日が7月28日となっております関係で、補正予算について専決処分を行ったところで、借りかえ利率については2.5%でございます。

それでは、補正予算の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正内容につきましては、第2条の収益的支出と第3条の資本的収入及び支出、それから2ページの第4条として企業債の補正をお願いしております。

第2条の収益的支出では、今年度の利息の軽減分としまして2,236千円を減額し、補正後の総額を1,592,608千円に改めるものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、収入では新たに借り入れる分としまして87,400千円を追加し149,888千円に、支出では起債残額の88,841千円を追加し、補正後の金額を638,575千円とするもので、この収支の差につきましては、本年度の償還額の差と新たに起債を起します起債額が100千円どめとなっているための差でございます。

第4条の起債の方法は、証書借入利率3%以内としておりますが、実際の借入利率は2.5%となっております。

償還方法は、公営企業金融公庫の定める条件に従っており、据置期間なしの4年償還となり、借りかえ前の起債の残存期間と同様となっております。

以上で補足説明について終わらせていただきますが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（杉原豊喜君）

第75号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時18分

再 開 10時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで10時35分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 10時21分

再 開 10時39分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

第75号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第75号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5．第76号議案 東川登小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

第76号議案 東川登小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要でありますので、御承認をお願いするものでございます。

本契約は、自主結成方式の特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いまして、

現在、仮契約を締結しております。

議案資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

本件については、平成18年6月26日付で特定建設工事共同企業体による指名参加資格申請者を公募する旨、告示をいたしております。

公募の内容につきましては、2の(1)のところですが、構成員の資格要件として平成18年6月26日現在において、すべての構成員は武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条の要件を備えた者であること、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項により、平成17年度、18年度における建築一式工事のAまたはBの決定を受けた者であること、市内に本店を有する者であることなどの資格要件（「簡潔に」と呼ぶ者あり）はい。そのほか共同企業体の代表者、また、それ以外の構成員についての資格を定めております。

また、構成員につきましては、2社による任意の組み合わせによるものでございます。

公募の期間ですが、平成18年7月3日から7月7日までとし、公募の結果につきましては、11ページに記載をいたしておりますとおり、5共同企業体から申請書が提出をされております。

資格審査を行いまして、7月11日、指名審査委員会を開催し、5共同企業体を入札参加者として選考いたしました。

入札結果等につきましては、12ページをごらんください。

7月27日、入札会を行いましたところ、五光・志田建設共同企業体が消費税等の額を含めまして198,450千円で落札をされましたので、議案資料13ページに記載しておりますように、平成18年8月1日付で仮契約書を交わしております。

議案資料の1ページですが、配置図を、それから2ページから5ページまでは各階の平面図、上段は既存の構造、それから下段は改造後の図面でございます。

それから、6ページから8ページまでですが、各立面図を添付いたしております。

校舎の構造ですが、鉄筋コンクリートづくりの3階建てで、1階部分には二つの普通教室、教材庫、図書室を設けておりまして、最終的には中央廊下を設けて、来年度において改築する棟とつなぐこととなります。

2階部分は三つの普通教室、一つはなかよし学級でございますが、それに家庭科室を設けております。

3階部分は二つの普通教室、音楽室、音楽準備室、それに畳敷きの和室を設けております。

また、バリアフリー施設としてエレベーターの設置及び各階のエレベーターホールのわきにはハートフルトイレを設置しております。

各階の床面積については9ページに記載をいたしておりますが、既存の鉄筋コンクリート3階建て部分、1階が467.56平米、2階と3階がそれぞれ462.46平米、それから塔屋部分が

27.21平米ということで、延べ床面積で9ページに書いておりますが、1,419.69平米となります。

さらに増築部分といたしまして、エレベーター部分が1階から3階までそれぞれ29.02平米ございまして、延べ床面積につきましては87.07平米となっております。

仮契約書の仮契約の内容でございますが、議案資料の13ページの仮契約書の方で御説明を申し上げます。

工事名は東川登小学校校舎大規模改造工事、工事場所は武雄市東川登町大字永野5893番地となっております。

それから工期ですが、着工は議決の日の翌日、完成は平成19年2月20日、請負金額は198,450千円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は9,450千円となっております。

契約保証金につきましては、市の財務規則で免除としております。

この工事につきましては、発注者である武雄市長を甲、それから請負者である五光・志田建設共同企業体を乙として平成18年8月1日、仮契約を締結したものでございます。

なお、この仮契約書は、市議会の議決を得たときには、地方自治法第234条第5項に規定する契約書となることを双方合意することをうたっております。

以上、補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第76号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

国の補助金との関係で聞いておきたいことがあります。

予定価格は市が独自に作成した200,650千円ですね。この200,650千円を積算していく上で詰められたものだと思いますけれども、従来国と地方の学校建設については補助基準等がありますね。この中で国の補助はどれだけあるのか。

もう一つは、国の財政改革と称される中で地方自治体の財政負担はふえてきていますね。そうしますと、超過負担がどの程度見込まれているのか。国の補助額等差し引けばそれが超過負担となるんでしょうけれども、対象差、それから単価差、それから面積差、大体超過負担という場合にこの三つが上げられますね。それぞれにどの程度の超過負担が見込まれているのか、示してほしいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

国の補助制度につきましては、安心安全な学校づくり交付金という形に変わってきております。その中には老朽改造とか耐震補強、そういったものも補助対象になるわけでござい

して、事業対象によって交付率ですね、それが若干違います。

交付金の対象となりますのは、今回仮契約をいたしました大規模改造工事のほかに校舎のリース、そういったものも含まれますので、全体的な数字でございますが、交付金の額としては一応内示が7月24日に参っております、額につきましては、ほぼ見込みどおりの額をいただいております。

それから、私どもの見込みといたしましては、交付金の対象額の数字がまずありますけれども、その何%程度ということで見込んでおりますが、老朽工事と障害児対応につきましては、対象事業費の約65%の額を見込んでおりました。交付率はその3分の1の額でございます。

それから、耐震補強につきましては8割程度を対象事業ということで、その2分の1が交付率ということになります。

それから、超過負担等につきましては、今現在、手元に資料がございませんので、わかり次第、御説明を申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今答弁いただきましたけれども、交付金制度に変わったというのが前と違うところですよ。義務教育に関することですから、従来は全体の2分の1を国が出すと。そのもつと前は、10分の8は国が見ていたんですよ。これがどんどんどんどん地方自治体の財政負担がふえてきている。そうなりますと、先ほど言いました200,650千円の予定価格を出す上で事業の歳出部分と、あるいは交付でこれだけ来る。例えば、見込みどおり来るということであれば、65%に係る大規模改造についても65%に対する3分の1の交付金（発言する者あり）違いますかね。大規模改造については3分の1の交付金だと。そしたら金額が出るでしょう。

もう一つは、2分の1の交付率だと。結局200,650千円の中身で国から総額どれくらい見込まれるんですかと。従来と比較してこれが減ってきているように見えますからね、その額を聞いておるんですよ。それは出ませんか。従来どおり、対象差、あるいは面積差、あるいは単価差、それぞれに超過負担は従来計算しましたよね。それがあればそれを出してほしいと。今わからんなら後で全員に資料をいただきたいと。それは議長にお願いしておきますけども。今わかる段階で国の交付額ですか、見込みどおりであるとすれば金額を出してください。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

東川登小学校の全体の事業費といたしましては、18年度では約333,000千円ほど予定をいたしております。そのうち交付金の対象になりますのが、先ほど御説明を申し上げましたように、大規模改造工事の老朽、それから障害児対応、それから耐震、それから仮設校舎のリース、この分でございます。

交付金の対象事業ということで押さえておりますのは、大規模改造に伴う老朽の分と障害児対応、この分で約295,000千円を交付金の対象といたしております。その中で査定が入りますので、その金額の大体65%になるだろうと。交付率の3分の1を掛けまして、63,800千円ほどが交付金ということを見込んでおります。

それから、耐震の分ですけれども、約9,000千円見込んでおりますが、その80%が対象になると。その2分の1ということで3,500千円ほどを交付金ということで見込んでおります。合わせまして67,300千円を見込んでおります。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第76号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第76号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案 東川登小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 . 第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど市長の提案事項説明で申し上げましたように、本市に全国ネットで

放映されるテレビドラマの口ケを誘致するための所要経費と、6月下旬から続きました豪雨により公共土木施設や農地農業用施設などが被害を受けたことから、被災施設の復旧に要する経費について補正を行っております。

なお、今回の豪雨による被害の状況について御説明いたしますと、まず急傾斜地ののり面崩壊が6カ所で被害額を25,300千円と見積もっております。土木施設災害では、市道の被害が22カ所で被害額を45,500千円、河川の被害が6カ所で被害額を10,500千円と見積もっております。農地及び農業用施設の災害では、農地の被害が28カ所で被害額25,700千円、農道、水路など農業用施設の被害が33カ所で被害額を62,150千円と見積もっております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正から成っております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ126,126千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,653,256千円とするものでございます。

それでは、内容について補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

補正予算説明書の3ページでございます。

12款・分担金及び負担金では、土木費分担金として急傾斜地崩壊防止事業地元分担金を災害復旧費分担金として農地及び農業用施設災害復旧費に対する地元分担金を計上しております。

14款の国庫支出金では、1項・国庫負担金で公共土木施設災害復旧費負担金を計上しております。

15款の県支出金では、1項・県負担金で急傾斜地崩壊防止事業費負担金を計上しております。

また、4ページの2項・県補助金では農林業施設災害復旧費補助金を計上しております。

21款の市債では、農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業に係る災害復旧事業債を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算説明書の5ページからでございます。

2款・総務費の2項・企画費では、武雄市テレビドラマ誘致事業（仮称）補助金を計上しております。

本市の知名度向上と地域の活性化を図るため、全国ネットで放映されるテレビドラマの口ケを誘致したいと考えております。誘致に当たっては、制作等に関して市民参加による各種の支援を行うとともに財政支援を行うこととしております。このテレビドラマの口ケを誘致するため、武雄市テレビドラマ誘致実行委員会（仮称）を組織することといたしております。

て、この実行委員会に対して補助金を交付するものでございます。

次に、8款・土木費の3項・河川費では、急傾斜地崩壊防止事業に要する経費を計上しております。

11款・災害復旧費では、1項・土木施設災害復旧費で市道及び河川の災害復旧事業の所要経費を、2項・農林施設災害復旧費では農地農業用施設の災害復旧事業の所要経費を計上しております。

14款・予備費では、財源調整のため、減額の補正を行っております。

次に、予算書の1ページに戻っていただいて、第2条の地方債の補正について御説明いたします。

内容については、補正予算書の4ページに掲載しておりますように、農地農業用施設災害復旧事業に係る起債については限度額を12,300千円、公共土木施設災害復旧事業に係る起債につきましては限度額を13,200千円といたしております。

以上、第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第77号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ただいま説明がありました一般会計補正予算の歳出、2款・総務費、2項・企画費、1目・企画総務費、テレビドラマ誘致事業補助金15,000千円、これに関して質疑をしていきたいと思っております。

一つは、補助金の交付基準についてであります。

武雄市の補助金交付要綱もありますけれども、この適正な支出という観点から見て合致しているのかどうか。地方自治法の232条の2では、寄附又は補助の項を見てみますと、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としています。公益上必要がある、そう判断をされたらと思うんですけども、じゃあ、公益上必要とは何が必要なのかという点です。

公益という場合に、公共の利益、これは当然ですよね。もう一つは公益法人、公益に関することを目的としている法人に対しては補助することができる。ただし、営利を目的としない社団法人、こう規定しております。

今回提案されているテレビの誘致という場合には、誘致される会社は営利を目的とする企業ですよね。テレビ会社だろうと思います。したがって、営利を目的とする企業に対して補助金を交付する。これは結果としてそうであって、実行委員会に対する補助金だと、恐らくそう答弁されるでしょう。しかし、それは結果論ですよね。ですから、何も実行委員会が

テレビドラマをつくるわけではありませんから、そういう答弁を踏まえた上で、結果として営利を目的としない社団法人への補助というふうに私は解釈しております。

もう一つは、実例、判例によりますと、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会、ですからこれは提案されていますね。しかし、全くの自由裁量行為ではない。客観的に公益上必要であると、その根拠が示されなければいけませんね。これは当然だろうと思います。そういう背景があって提案されているでしょうから、そこを明確にしてほしい。

先ほど総務部長の話では、テレビによって知名度を上げることができる、あるいは経済の活性化を図ることができる、これはどういう根拠か、未知数ですよ。あえて指摘をしておきます。

もう一つは、補助をする権能を与えられる場合に、地方自治法の232条の判例、実例のところを見ますと、自家とありますので、これは地方自治体、武雄市に当てはめていいだろうと思います。自家の財力に余裕がある場合において初めてその事業を助成し、もって自体の公益を増進する趣旨に沿って必要性を判断する。そうすると、市長は議会のごとに武雄市の財政は基盤が脆弱だと、厳しい、決して余裕のある財力と言われたことはありませんね。それは皆さん、議会でも財政力は厳しいという判断をしていると思います。そうした場合に、判例、実例にあるように自家の財力に余裕がある場合において初めてその事業を助成し、自体の公益を増進する趣旨に適するかどうか、その判断を示していただきたい。

営利会社に対する市町村の補助は、特別の事情がある場合のほかは、本条にいわゆる市町村の公益上必要と認められる場合、これは先ほど総務部長の説明の範囲で納得せろと言われたって、それはちょっと無理があります。第1点は、その公益上必要と認められるのかどうかという点です。

二つ目は、8月2日に開かれた全協の場で市長は、今回のテレビドラマの誘致が武雄市の観光産業の発展につながる起爆剤となる。先ほど言われましたように、知名度が高まるとか、経済の活性化だとか。しかし、ドラマの内容から見まして、私も本を読み、映画も見、等してきましたけれども、ドラマの内容からしますと、主な舞台が武雄市なのかどうなのか、大事な点ですよ。公益性があるのかどうかという場合に、テレビドラマを誘致して全国の人たちに見てもらおう。そのことによって武雄市の知名度が上がる内容なのかという点であります。

武雄市を想像させるような、武雄のシンボルと言われるようなそのものが登場できるのかということなどもかんがみますと、客観的に公益上必要だと、あるいはそのことによって知名度が上がるとはおおよそ考えられないと思うんですけれども、市長はどう判断をされているのか、示していただきたい。

それから三つ目ですけれども、民間のテレビ会社の事業というのは、各階層にわたって視聴率を高めるようなドラマやドキュメント、スポーツその他、これらを作成して、その商品

価値を売り込んで、そしてスポンサーを募る。そして営業実績を上げ、営業収益を上げていく。視聴率のいかんによっては営業実績に直結する場合がありますし、あるいはマイナスの場合もある。コマーシャルとして商品価値がなければスポンサーが見つからないということもあるでしょう。そうであったとしても、プラスであれ、マイナスであれ、制作会社であるテレビ会社はスタッフにかかる経費、あるいは出演者のギャラだとか、交通費だとか、そういったことも全体の制作費の中に占める経費ですよ。これは当然、制作会社が収支のバランスを見ていこうと思うんですけれども、これが実行委員会に補助金を出して、結果としてそれが経費に流れていく。きょう全員に配られた資料を見ますと、市の補助金15,000千円、これの中身というのは、ロケ滞在費15,000千円、8月25日から9月20日の27日間、スタッフ60人、キャスト25人の滞在費、新聞報道によりますと食料費も入っていましたか。交通費、食料費などという報道もされております。本来、これは制作会社側の必要経費として計上されるべきものであって、実行委員会に補助したとしても、結果としてそこにひもつきで補助金が流れていくということについては、適正な支出であるかどうかという点であります。

市長も再三、最少の経費でというふうに言われていますので、これは後で言いますけれども、質疑の最後ですけれども、武雄市の補助金交付要綱、この交付要綱を見ておきますと、第5条の(4)、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の利益、収益が生じると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を市に納付することと、これが補助金交付要綱の第5条に示されていますね。ですから、1年に1回監査される補助金交付団体の中には事業に対する補助金、事業をやったとして、例えば、3,000千円の事業費を計上して市に申請をする。結果として2,000千円で終わりましたと。その際に1,000千円は武雄市に返納しますよね。そういう内容の契約も念頭に置いておられるのか、そこら辺を具体的に答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

まず、1点目の公益性の問題でございますが、今回のロケにつきましては、あくまでも武雄市の方が誘致をするということで、本来は議員言われますように制作会社の方が応分の負担をされるわけですが、今回は特に地方でのロケということで、資料で差し上げておりますように、地方での滞在費、あるいは地方まで来る交通費、そこら辺についての助成をするという考え方でございます。

それから、公益性につきましては、ロケの期間中、それからロケの後、そこら辺については観光宣伝に資するものということで、公益性についてはあるというふうに理解をしております。

ます。

それから、今回のロケの誘致の効果でございますけれども、今からそこら辺については活用策を図っていくわけですが、ロケの段階からいろんな手法で武雄の売り込みをやっていきたいということがございます。

それから、8月の下旬に記者発表がございますが、その後、武雄市としての宣伝をやっていきたい。これはテレビ、それから新聞等々でやっていきたいと考えております。

それから、今回特に市長が言っているのは、単にロケを誘致するのではなくて、武雄のもてなしを出していきたいということで、それをまた全国に発信して、宣伝を図ってきたいということでございます。

それからもう一つは、ロケの期間中に当然ロケ隊が総勢約80名で武雄の方に入ってくるといことで、武雄にあるいろんな地域の素材、観光素材を大いにPRしていきたいということも考えております。

それから、当然放映後、武雄、ここら辺のロケを中心にして全国に情報の発信をやっていきたいというふうに考えております。

それから、今回の補助金で最終的に金が余った場合でございますが、これについては、補助金の額の調整で精算をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

2点、私の方から補足をいたしたいと思えます。

質問上で営利企業というお話がございました。テレビ局におきましては、法律観念上、放送法に規律される法人でございますので、そういった形では、その目的目的に応じて、私は法律解釈上は公益的な法人に類するというふうに観念をしております。その上で実行委員会をもう一枚かませることによって公益性をより高めたものというふうに認識をしております。

2点目でございます。この全体の支出の効果でございます。私につきましては、先ほど企画部長から答弁がありましたとおり、さらにこれを乗数効果として経済効果、あるいは心理的效果を及ぼすということに関すれば、私は一点、これは質問の趣旨とは違うかもしれませんが、投資だという観念を考えております。

補助金交付要綱上だと補助だというふうに思っておりますけれども、ある意味、私は子供たち、あるいは武雄の将来に対する幅広い意味での投資だというふうに観念をしております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私が質問した第1の点は、公益上必要と客観的に認められる内容であるかどうか。部長が回答したのは、誘致する企業の理由づけですよね。経済効果だとか、いろいろ言われました。それは事業を武雄市が誘致したんだからということですね。そうであったとしても、補助金を出す場合には客観的に見て公益上必要と認められるものと。先ほど市長が答弁されました放送法によって営利企業とは違う。しかし、テレビ会社のキー局は幾つかありますけれども、すべて株式上場しているじゃないですか。株式を上場しているということは、決算を出し、収支を図り、株主に対する配当もある。それはあくまでも営利団体、地方自治法でいう営利を目的とした法人ですか、それに違いないと思うんですよ。営利を目的としていることには違いない。営利を目的としていなければ、じゃあ、そのテレビ会社のキー局に対する国の補助金はあるか。それはないわけでしょう。あくまでもコマーシャルをとって、いわば放送を通じた広告料ですか、これを取って収入を図る。したがって、テレビの商品価値を高めるためにドラマチックなやつとか、あるいは衝撃的なもの、あるいはスポーツ、そういったもので商品価値を高めて放送料を募っていく。殺到すればそれにこしたことはないでしょうけどね。そういうことでありますので、株式上場しているということから言いますと、放送法に限られて云々とは私は理解できないんです。

もう一つ、もう一度お聞きしたいのは、武雄市民が納得できる公益上必要と、武雄市が誘致するときにはそれをもっと知らせにやいかんでしょう。こういう内容のこういうテレビを放映したいと、まだ知らせるすべはないでしょう。議会にもそのすべてを保証されていません。こういう内容のテレビを武雄市に誘致した。ああ、それはいいことだと言う人もおるでしょうし、あるいはそれはどうかなと疑問を持つ人もおるでしょうし、議会で決定してから、そして、8月25日過ぎですか、発表と同時に宣伝をしていく。それは軌道に乗ってしまっていることでしょう。なかなか議会でこういう内容とは言えない。そういう中で今度の予算が計上されている。そうしますと、市民が判断する材料はないと。この前、新聞報道で出された範囲内だけでしょう。ですから、市民が判断したいのは、一体どういう内容なのか。それについてまだ報道もされていないし、正式には発表もされていない。そういうことからして、公益上、果たして必要と言えるのかどうか。客観的にそれを根拠づけるものは一体何なのかというのを私は質問しているわけでありますから、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

今回の口ケの誘致につきましては、あくまでも武雄市側が誘致をするということで、これについては、武雄市の条例のほかに企業誘致の奨励金制度とか、いろんな制度がございます

が、それも相手は一企業でございます。そういう観点で、一つの企業誘致と同じ考えで、誘致ということで今回の予算をお願いしたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方から2点、補足の説明をさせていただきたいと思います。

まず公益上の質問でございますけれども、あくまでも私も株式会社だということは否定しているわけではなくて、これはどういう法律で規律されているかという意味で申せば、内容的には私は公の、社会の公器という電波を何でもかんでもそこで出してはいけないという意味からすれば、一般的な営利企業とは違う。したがって、中身の問題だというふうに認識しております。

先ほどどこも補助をしていないのではないかというお話でしたけれども、これはさまざまあります。国においても、例えば、文化庁奨励ということになれば金銭的な面のみならず、いろんな場所を本来ならば金銭を取って貸すべきところを貸したり、それは中身の問題だというふうに認識しております。これが1点目でございます。

2点目です。市民に対する告知に関しては、企画部長から説明がありましたとおり、あくまでもテレビ局が8月の終わりに主体者として説明をする。しかし、9月にいろんな撮影をしなければならない。この辺のジレンマは正直持っておるところであります。心苦しくも思っておるところであります。したがって、これはその進行中、あるいは事後になるかもしれないけれども、その費用対効果、これが公益的に武雄のためにとって必要なんだということは、市民の皆様きちんと御説明をし、把握していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

まず、提案された15,000千円の中身を前提にして質問しますけれども、まず一つは、今回歳出の項で2款2項1目19節に負担金補助及び交付金として15,000千円計上されておりますけれども、先ほど提案された中では財源調整として予備費から15,000千円支出の計上になっております。

先ほど22番議員からも御指摘がありましたけれども、大変財政厳しい状況のもとでの15,000千円ですけれども、実はこの項で15,000千円を出すという前提になった場合にもう一つの方法として基金積立金がありますね。武雄市観光振興基金積立金が提案された資料の中では14,000千円ぐらいあったですね。今回、この15,000千円を必要とする場合に、この基金

積立金14,000千円等の活用方についても検討されたのかどうか。

あわせて関連ですけれども、実は入湯税が予算措置として29,000千円計上されています。この入湯税はずうっと年々額が減額になっています。昨年が30,000千円の予算、その前が三千五、六百万円の予算で計上されていますけれども、もちろん来客数等々の減もありますけれども、実はこの入湯税はそもそも目的税なんですね。観光活用等があると思うわけです。私自身もある民間会社に勤めた中で入湯税のあり方についても、実は日帰り客50円、お泊まり客150円という中で、やっぱり1,500千円から2,000千円程度の年間入湯税を納めるときに、このお金がどういうふうに使われているのかなかなかわからんという声も実は旅館さんからも聞いています。そういう意味では、改めてこういう場合に15,000千円使用する前提ですけれども、入湯税のあり方、そして、今回の基金積立金のあり方についてどのような審議をされたのかをひとつお尋ねします。

二つ目は、今回15,000千円のロケ隊滞在費とありますけれども、この間、確かに厳しい情勢の中で宿泊、飲料、交通費等に充てる等のマスコミ報道も一部もありましたが、市民の方々にお話を聞く場合に「15,000千円も金を使うてや」という話も率直に出ています。そういう中で、少しでも中身を明らかにするためにも、今回、こういう滞在される場合を前提とした場合には、旅館組合なり観光協会等につきましてどのような連携作業をするつもりなのか、まず前提ですけれどもね。そういう部分で話をされているのか。あわせてそういう部分では、この計算からいけば85名の方々の15,000千円、滞在費を単純に割っても20千円前後になりますけれども、こういう部分で各旅館さんなり、関係する団体の方とどのような調整をされるのかということです。

というのは、私自身が前回質問した経緯がありますけれども、率直に言っておもてなし、観光行政として武雄にお見えになる方々のいやしとおもてなしの心を持ってと先ほど市長申しましたけれども、15,000千円かけた中で本当にリピート 観光行政はリピートなんです。リピートを本当にできるかというのは、今後の手腕にゆだねるとおっしゃいますけれども、やっぱりその素地、下地をつくるのは地元の観光協会、旅館組合だと思っています。こちら付近の横の連携等をきちんとされるためのその方向性があるのかどうか、改めてお尋ねいたします。2点です。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

私の方から2点、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、観光基金について検討したのかということでございます。

これにつきましては、市長の答弁の中にもありましたように、今回のロケ誘致につきましては、企業誘致というような視点も踏まえての誘致でございます。そして、結果としては観

光の振興にもつながるといふことも十分理解をしております。そういう中で、観光基金につきましては、特に観光施設の部分とか、ハード面の部分、そういったものに支出をしております、今回は直接観光施設ということでもございませんでしたので、予備費の中で対応してきたということでございます。

それから、入湯税につきましては、御質問ありましたように、はっきりとこの入湯税からこの観光施設に出しているということではございませんけれども、予算の支出をする際には、入湯税の範囲内では観光に重点的に支出をするというような視点で予算査定をしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

まず、市内の観光業者、特に旅館関係等の対応についてでございますが、一応事前に旅館等とはお話をしております、単価の問題かれこれございます。そういうことで、具体的には今から85名のスタッフが入ってくるわけですが、大体3組ぐらいのパターンで来ると。一番最初から来るグループ、それから途中から来るグループ、いろんな区分けがございまして、そこら辺で旅館の方にもお願いをしていきたいということで、特に武雄のもてなしの強調をお願いしていきたいと考えております。

それから、今回85名の方が見えます。そのうち60名がスタッフ関係で、あと女優さん、俳優さん、そこら辺が約25名ということで、延べでいきますと約1,400泊ぐらいの泊数になります。これらについては、すべて武雄市内のホテル、旅館等に宿泊をするということでございます。

それから、県との関係でございますが、これについては県の方も知事の方がアジアのハリウッド構想ですか、そこら辺で県の統括本部の中に政策監グループがございまして、そこが担当をしているということで、そことの連携をしております。そういうことで、財政的な支援もお願いしておりますし、特に人的な支援については県の方もやるということで回答いただいているところでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

観光協会、あるいは旅館との連携の仕方について、私の方から答弁させていただきます。

まず、実行委員会に観光協会並びに旅館を代表される方々にまず入っていただくと。だから、そういった政策の意思形成の場でいろんな意見、あるいはいろんなアイデアをその場で

承ることができるというふうに思っております。

さらに加えて、今回のドラマについて若干私の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

それは、資料には載っておりますけれども、今回9月に撮影があります。そして、じゃあそれがどういうふうに放映されるかについてでございますけれども、今のところ、年明けに2時間から2時間半のそのキー局の特別番組ということで、その方向で最終調整が進んでいるというふうに承っております。その上で、そのキー局と私の方でお話、あるいは知事も交えて話をさせていただき限り、これが続編、ありていに言えばフジテレビの「北の国から」という番組があるかと思えます。ああいった形で年に1回2回、あるいは何年かに1回という形で息長くいくということを今想定されておりますので、そういった形で今回のおもてなしの気持ち、あるいはそういったことをやるというのは、これは観光ということと、もう一つはスタッフの方、あるいは俳優、女優さんに武雄を気に入っていただくと。それで公式、非公式に物すごく宣伝力が上がります。そういった方々をぜひ武雄ファンに、ちょうど富良野が「北の国から」のファンにさせたようなことが武雄でできないかといったことを真摯に考えております。そういった形で15,000千円の計上をしたことがさらに観光、あるいは次のドラマ、次々のドラマにつながっていく。こういったことで私も市民の方々に今後説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

幾つか質問させていただきます。

はっきり言ってドラマの誘致等もいきなり出てきてということで私もびっくりしているんですけども、大きく考えれば、これがこの15,000千円で終わるものなのか、また、先ほど言われるように連続番組になったり、ほかの企業誘致ということで、次に来たらまた次15,000千円、ずうっとこれがドラマ課も設置されるということだから継続的にされるのかなというふうに思うんですけども、その辺がちょっと市民に対して、今回一回で終わりなのか、ずうっとあるのかというのが説明できないわけです。だから、その辺についてひとつお聞きしたいと思います。

もう1点は、先ほど言われたお金の出どころということですね。投資であるならば、投資的なところから出してほしいと。私も同じように観光の入湯税の使い道に対して今まではっきりしていなかったから、長期にされるならそっちの方で対応していただけんかなというふうに思っております。

それともう1点は、武雄のシンボリックなものが出ないということで、もし武雄市というの

が全国でわかれば、1人30円の幾らで相当の金額になるということですが、（「3円」と呼ぶ者あり）済みません、3円ですね。相当な金額になると思うんですけども、これが全く認識されなければ、結局ゼロ円掛けるということになるんじゃないかなと。

そこで、その3円掛けるに値する内容がそこに含まれているのか、もし含まれていなければ、今後脚本の中でそういうことをテレビ局にお願いしていかれるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

最後に、あと実行委員会をかませると言われて、実行委員会がもっと主体的に動いていただくというのが私はいいと思うんですけども、そのかませられた実行委員会が金を5,000千円、独自に期限内に集め切らない場合には市が立てかえるなり、その分の補助をふやすなりするのか、その4点についてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方から基本的なことだけお答えしたいと思います。

まず、今回のドラマの誘致の件でございます。15,000千円計上しておりますけれども、これが継続的、あるいはほかのドラマ等々で適用されるかについては、今のところはケース・バイ・ケースだというふうに思っております。今回の件であくまでも当該ドラマに対して誘致をするといったことでありますので、次、連続か、あるいは違うドラマが来たときというのは、また今回のように事前に御説明をして議会にお諮りをしていきたいというふうに思っております。ケース・バイ・ケースだと思っております。

入湯税の件は後で事務方からお答えをさせていただきますけれども、新聞紙上の3円の件でございます。これにつきましては、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、今のところつまびらかに申し上げることはできませんけれども、今、例えば武雄の観光地が出るよりは武雄の風景、私も景観条例等々で積極的にお話をさせていただいておりますけれども、武雄の風景を出していきたいということをテレビ局の方々はおっしゃっております。ちょうど「北の国から」の美瑛であるとか、富良野であるとか、あるいは旭川であるとか、見事な風景をハイビジョンカメラで出していき、これを念頭に置かれております。もちろん、「これば見たら武雄」ということについても入っていくものだというふうに思っています。

ただ、御当地番組だけにはならないと、私も余りそれは賛成しかねるということだけは申し添えたいというふうに思います。したがって、私は3円以上の効果はあるものだというふうに認識しておりますし、御協力いただいた旅館、あるいは観光協会は、最後に出るテロップのところでいつものように名前が出ていくものだというふうに私も強く働きかけていきたいというふうに思っております。

それと、最後に実行委員会をかませるという言葉を申し上げましたけれども、これは予算的な話でありますので、あくまでも実行委員会が主体的に動いていただくというのは、市民総参加ということを考える上では実行委員会が主体だというふうに思っております。予算的で、私もちょっと予算用語を使ってしまいましたけれども、あくまでも主体は実行委員会だというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

入湯税の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、入湯税につきましては、観光の振興、それから消防の施設等の費用に充てるというふうに決められておりまして、これにつきましては、そういうふうに予算づけをしておりますし、毎年県の方にその内容についても報告をいたしております。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

2点ほどお答えしたいと思います。

まず、武雄のシンボリックなものが出ないんじゃないかという心配でございますが、何力所かは出ると思います。そういうことで、さっき言いましたように、特にロケの段階、それからロケ中、ロケ後、そこら辺について全面的に武雄市としても宣伝をやっていきたいと。特にテレビ、それから新聞等にPRをやっていきたいということで、武雄を売ってきたいというふうに考えております。

それから、実行委員会の協賛金等が不足した場合の話ですが、極力予定額に近づくように努力をしたいということで、それともう一つは、お手元にありますように支出の分についても、なるべく少なく済むようお願いをしていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

この件につきまして、地元の町民の声を市長に届けておきたいと思っております。

新聞に載りまして、武雄のPRと、15,000千円という金額に対して率直な思いですが、私は地元で、市長も黒髪山の景観の問題、提起して発言、答弁いただいております。合併しまして、非常に危惧しているのは、この黒髪山系や山内町内の林道の整備に対して、これまで地元の草刈り等に対して補助金を支出してございました、旧山内町の場合は、残念ながら、新市になりまして、この地元の林道整備のための補助金等の金額がカットされているようで

あります。市長御存じでしょうか。

本当に景観を守る意味でも、そしてまた、市民が合併してそうしたいろんな問題を調整していく上で必要な時期ではないかと、非常に私自身、議員の一人として考えております。そういうときに今回の誘致事業に対しまして、実行委員会が先にできてそうした体制が整うのではなくて、あくまでも市長のトップダウンの事業ではないかと考えるわけです。

この点についてもう一つ市長にお尋ねしておきたいのは、結局、来ていただくテレビ局の人的なつながりがなければこういう事業は進めることができないのではないかと私は思うんですが、他の自治体の方と比較したときに、市長が個人的にそうした深いつながりをお持ちだったから武雄に誘致できたのかなと、そのため市長の力でこの事業を推進しようとしてあるのかなと危惧するわけですが、その辺の中身について詳細、御意見いただければと思います。

そういうことをあわせまして、今回の15,000千円の支出に対して、まだ実行委員会もできていなくて15,000千円支出していくと。非常に市長のトップダウンの行政が、そしてまた、今回言われますが、一過性になってしまうのではないかなという危惧も私は持っております。ですから、そういう面、2点申し上げましたけれども、地元の住民の思いに対してもやっぱり目を光らせていただかなければ、市長のトップダウンの強力な事業をやるという意味で非常に地元住民にとって賛成しかねるという側面もあるということをお理解いただきたいと思っておりますので、御答弁願いたいと思っております。

それと、県からの補助金の問題を言われました。でも、さきの全員協議会の中で、市長室に3名、市長、副市長いらっしゃいますが、答弁の中で非常に食い違っておりました。これは私はびっくりしたんですが、市長はあくまでも県からの補助金があると。今先ほどの企画部長からもそうした県補助金をいただけると言われましたけれども、今回予算を見ますと県からの補助金はないわけですので、その辺はどうなっているのか、あわせて確認の答弁を求めたいと思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の姿勢についてのお尋ねがありました。

まず、私が一番嫌いな言葉はトップダウンであります。私が好きな言葉はみんなで一緒にやると、ぬくもりのある元気な武雄市を目指してみんなで市民一緒にやっていくというのが私の基本的な政治的姿勢であります。

しかしながら、いみじくも御指摘がありましたように、だれかがきっかけづくりをやらなきゃいけない。これがたまたま今回の場合は私であったということ。この話は、実はまだ

つまびらかに申し上げることはできませんけれども、武雄市に在住のある方から私の方に一本のメールが参りました。これを踏まえて、私は市長という立場を最大限生かしてさまざまなところに誘致合戦に、ちょっと遅かったんですけど、乗り込んでまいりました。その結果、最終的には内定をしておるところでありますし、あくまでもきっかけは私であったということ。そして、今回の成否がうまくいくかどうかについては、あくまでも私は実行委員会の姿勢、あるいは実行委員会のおもてなしに大きくかかっているというふうに考えております。

それと、一過性の問題につきましては、私は行政の長という立場からテレビ局、あるいは市民の皆さんたちに対してそうならないようにしていきたいというふうに思っております。

あわせて市民参加という意味では、今回地方口ケであります。ということは、エキストラの大量の御参加を願わなければならない。今のところ、子供100人、大人100人、それ以上のエキストラをしなきゃいけない。これは市民の協力なくしてそうできるものではありません。したがって、そういった意味からでも中身、あるいは後方支援についても、積極的な支援を図ってまいりたいというふうに思っております。

県からの補助金については、先ほどお話があったとおり、これはあくまでも出すのは県でございますので、私たち、市長、副市長で真摯な議論をして、意思形成過程で食い違うことも多々あります。しかし、最終的には一本にまとめてそれを県にお願いして、私は県から人的、金銭的な支援があるものだとの認識をしております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

同じく今の問題で質問したいと思います。

まず1点目は、今質問しようといった中で「投資」という言葉と「北の国から」という言葉が出ました。投資という形で話を聞くと、本当にこの金額でいいんだろうかと。これは逆の意味ですよ。15,000千円でいいんだろうかと。

武雄市は平成10年には多分宿泊客は50万人いました。50万人超えていたんですかね。それが今、8年後、宿泊客は25万人前後ですか。そして、鹿児島新幹線ができて、その後、激減しています。そして、皆さん御存じでしょうか、今度6月、7月、大変宿泊客も前年対比で激減しています。やっぱりそれにカンフル剤を打たなきゃいけないと。私は話を聞いて、物すごくこれはカンフル剤になるなど。

富良野、今話が出ましたけれども、富良野の方も物すごい観光で、私自身も行ってまいりました。いろんな会議所とか、いろんなことでも行きました。物すごい経済効果があらわれています。そういう中で、例えば、皆さん御存じの「世界の中心で、愛をさけぶ」、去年ありました。その観光地がどうなっているのか、物すごい観光です。投資という言葉が使われ

て言われましたけど、15,000千円というと、宿泊、滞在費用で吹っ飛ぶわけですね。

ですから、ここでまず1点目にお伺いしたいのは、まず観光誘致という形で呼ばれると。企業誘致という形なんですけれども、その後は観光の方にシフトすると思います。シフトするならば、それから、さっき言った給湯の観光基金を使用できると思います。本当にこの15,000千円で私は投資という形では足りるのだろうか。私はこの後、物すごくこれが化けてやると、もとの数字に戻ると思います。観光客。そうした場合、数十億円の効果があると思いますので、本当にこの数字で足りるのだろうか。その後、企業誘致という名目の予備費からの支出というのが、その後、すぐ給湯基金からの観光という事業にできるのだろうかということですね。これが第1点。

2点目は、ロケ隊滞在地と。これはさっき市長が武雄のもてなしの心という形で言いました。これは武雄はすばらしい素材がたくさんあると思います。宿泊されるであろうところ、今度実行委員会でもされると思いますけれども、武雄の食材、武雄の素材をそこで使っていただくように指示を出そうとしているのか、もう出されたのか。

例えば、武雄に泊まれてよその食材が出たと。そういうところまで配慮して、きちんと今度のロケ隊のところを、武雄のおもてなしの心という言葉が使われたので、武雄の素材をきちんと使われるよう指示を出そうとされているのか、その辺の2点、本当に15,000千円で大丈夫なのか、投資だったらもっといいんじゃないかと。その際には給湯基金がとられるんじゃないかと、この2点をお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、15,000千円で足りるかどうかということに関しましては、これは庁内でも企画、総務、あと市長、副市長で大激論をいたしました。その結果、我々としてはこれは最大限、先ほど御質問にもありましたけれども、決して甘い財政状況ではないということから、最大限の費目を計上したという認識で実はおります。その上で、私は金銭的、あるいは予算がかからない点として1点御報告をさせていただきたいと思うのは、これは8月の終わりに公表と同時にきちんとした課をつくと。これは新聞報道でもありましたけれども、専従の課をきちんとつくりたいというふうに思っております。今のところ、課長は庁内公募、あとは係長、係員、これは一部並任になるかもしれませんが、そして、可能であればアルバイトを含めて専従のワンストップサービスの課を、それで、実質上古賀副市長の直轄の課にしたいというふうに考えております。

そういった意味で、人的、あるいは金銭的な支援をしていきたいというふうに思っております。

それと、入湯税の扱いについては、ちょっとこれは今後検討させていただきたいというふ

うに思っております。

最後に、武雄の食材等を出すのかということにつきましては、実行委員会の場できょう御指摘がありましたので、私の方から責任を持って武雄の食材を使っただくように私の方からお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。観光基金の扱いについては、また事務的に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第77号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について反対の立場から討論をいたします。

計上されているすべての予算についてはありませんけれども、反対の理由の第1は、2款・総務費、2項・企画費の武雄市テレビドラマ誘致事業補助金15,000千円の計上についてであります。この15,000千円が適正な補助、適正な交付金の支出とは考えられないという点であります。

第1には、地方自治法の232条の2に定められている寄附又は補助の項には、先ほども言いましたように、公益上必要と認められる場合において補助をすることができる、そう規定しております。公益とは、公共の利益、補助の対象となる法人は営利を目的としない社団法人と規定しております。今回の補助対象となる事業主体は民間のテレビ会社であり、営利を目的とした企業、そう解釈いたしております。したがって、地方自治法で定められた寄附又は補助の基準からは到底考えられない支出行為だと指摘したいと思っております。

第2には、補助金が何に使われるのか。資料を見ますと、スタッフ85名の旅費、滞在経費となっております。本来、これらの経費は全体のドラマ制作費に含まれるのが当然であり、制作費の中に歳入として広告収入、歳出として出演者のギャラ、あるいは旅費、宿泊費等、これらの経費となるものが普通であって、制作経費の中にある旅費、滞在費に補助金を充て

るのは、果たして公金の適正な支出、そう言えるのかどうか疑問であります。

第3に、事業に充てる公金の支出については、先ほど言いましたように最少の経費で最大の効果を図る、これが原則であります。さらに費用対効果についても十分検証されていくことが当然財政運営の原則であり、求められるところであります。

この点から考えますと、考えられているテレビドラマの内容は主舞台、いわゆる主な舞台が果たして武雄市であるのかどうか、なかなかここは発言しにくいんですね。すべての話をしたいんですけども、そうではない、そう聞いております。武雄市の楼門や、あるいはシンボルである御船山やその他の観光施設、そういったものは正面に出てこない、そういうテレビドラマが果たして市長が考えているような観光の起爆剤や、あるいは将来につながっていく、果たしてそう言えるのかどうか、財政的には未知数だと、そう考えております。

さらに、ロケセットを武雄市につくることでドラマを見た人が武雄市を訪れるだろう。そのためにはドラマを通じてインパクトのある内容でなければならない、そう思うからであります。ドラマの内容とロケ地の宣伝の整合性、こういうことを考えてみますと、果たしてこの効果というのは未知数であり、到底賛成できる内容ではない、そう指摘をしたいと思えます。

最後に、財政の厳しい状況の中でさらに市民の負担増についてであります。高齢者控除の廃止、非課税制度の廃止、医療費の負担増、あるいはひとり親家庭、乳幼児、重度心身障害者への医療費助成費補助金、1,000千円や2,000千円、これは6月議会でカットされました。これらと比べて上で住民のニーズの優先度、市長はいつも政策決定をするに当たって優先度を決めていきたい、そう発言しておられます。そうしたときに、今回の住民税の通知を受け取った人たちの中には4倍5倍、非課税廃止の制度によって、あるいは高齢者控除の廃止によって4倍5倍、中には10倍の負担だと、そういう人たちの悲鳴が聞こえてきます。そういったときに、それにかわる市町村の財政支援、これらはなかなか聞こえてきません。

そういうことから考えた場合に、今の経済状況、市民の暮らしの状況から見て、この15,000千円、果たして公益上必要な補助として客観的に認められる内容であるのかどうかという点で大いに疑問であります。武雄市の今の財政状況を考えた上で冷静に判断することが必要だろうというふうに考えているところであります。

以上の3点と、最後に補足を加えましたけれども、このことを指摘して、第77号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論をしたいと思えます。

今、観光の立場から15,000千円も使って財政が厳しい中でという話がありましたけれども、顧みますと去年でしたか、50周年記念の行事を武雄市でしました。そういう中で、50周年記念の行事をしたときに、これは私個人の考えですけれども、果たしてそれが24,000千円の価値があったのかなという気持ちがしております。

そういう中で今回の15,000千円が果たしてどうなるのか、これこそやってみなければわからないという部分がありますよね。そういう中で、やらなければ何もない。しかし、やってみてよかったときに皆さん方が、私はもし仮にこれが失敗となる可能性だってあるかもわかりませんが、そういう中で全市、全市民を挙げてやったときに、5万3,000人の皆さん方がこれを誘致して、一つになって今後先に進もうという気持ちになったときに、それを考えたらこれはやってしかるべきではないのかなと思っております。

一番のいいところは、全市を挙げてやるというのを前提にやれば私は絶対にこれは15,000千円の価値があるのかなと思っております。そういうことで賛成の立場からの討論とします。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は第77号議案の一部につきまして、いわゆる歳出2款・総務費、2項・企画費の項につきまして、反対の立場で討論いたします。

先ほど市長は、トップダウン方式が一番嫌いなことであり、みんなで一緒にやっていくことが好きな言葉だとおっしゃいました。ところが、今回のこの事案を見たときに、実は水面下で率直に言っているんな折衝がなされてきたらと思うはすけれども、できるだけ公表は差し控えてくれというような状況の中でずうっと言いつつ、一方では水面下で折衝をされました。そして、結果として実は15,000千円要るものと、これではいささか私は納得ができないわけです。

確かに相手方の状況もありましょう。それから、やっぱり行政での立場はありましょう。しかし、トップダウン方式は嫌よと言いながら、私はトップダウン方式にされているように思えてなりません。

二つ目です。企業誘致のことを言われました。そのことで今回、この18年度予算としては2,410千円、企業誘致費が計上されていますね。企業誘致費が2,415千円計上されている中で、盛んに今言われているのは、今回、商工費ではなく総務費の企業誘致の方に項目をされております。それが企業誘致の項としては2,410千円に対して15,000千円という額、この額を比較した場合に、余りにも予算計上と今回の分が唐突でありはしないかと思っております。

というのは、佐賀市の場合、今回映画化されました。佐賀市は行政としてどういうことをされたのか、一部の人の聞いてみましたが、原則的には行政としては一切負担はしていないということでした。もちろんこれは映画であり、今回の武雄の場合は企業誘致だと、盛んに

企業誘致を言われておりますけれども、基本的に行政がかかわったかどうかの場合には佐賀市はかかわっていないということでした。

あわせて今回、先ほど質問等ありましたけれども、もし15,000千円出すとしても、この間の積立金とか入湯税等のあり方等を審議した上で結果として予備費どうこうならわかるけれども、今後検討する等ということは余りにも審議のあり方が不十分ではないかということをお願いしまして、この項につきましては反対をいたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

賛成ですか。

〔21番「はい」〕

21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

私は、第77号議案に対する賛成の討論をさせていただきます。

私は、平成9年の8月に武雄に30分のドラマを連れてきました。そのときには、題名が「夏休み親子ふれあい釣り大会」というのを池ノ内堤で約500名程度の子供、そして、父兄を連れてきて撮影をしました。そのときには、その番組の中に必ず武雄温泉の楼門と、そして飛龍窯を入れてくださいというようなこととお頼みをして、30分番組をつかって、四国、九州、沖縄、9局ネットワークで放映されました。そのときテレビに入ったのが、この議員の席にも座っていらっしゃいます。もちろん私がトップでしたので、私も映りましたけれども、そのときには市長、助役、いろいろな方にもおいでいただきまして、その番組をつくったわけです。

そのときには向こうから取材をさせてくださいということでしたから、金額は要りませんでした。しかし、その子供たちに対する賞品とか、いろいろな問題につきましては、武雄市内の各企業、そして、当時はヨーヅリがございましたものですから、ヨーヅリに約2,000千円程度ぐらいの寄附をしていただきましてその番組をつくりましたけれども、その済んだ後からが私のところにも引き合いですね。武雄までどうして来たらいいんですかとか、池ノ内の堤にはどういう交通機関で来たらいいんですかとか、物すごく引き合いがありました。そのようなことで、いまだにスポーツ新聞とかというのは、あのときの番組はもうしないんですかというような引き合いがいろいろあっております。

やはりテレビの効果というのは大変すばらしいものがあると思います。ですから、確かに15,000千円の費用は要ると思いますけれども、ぜひこれを成功させていただきたいということで、賛成の立場で討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案につきましては御異議がありますので、起立により採決を行います。
第77号議案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第77号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決されました。

日程第7．報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

専決処分の報告について申し上げたいと思います。

報告第9号 損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

この件につきましては、市道の維持管理を起因とした事故に対する損害賠償の額について、平成18年7月10日、専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成18年4月10日午後9時30分ごろ、被害者である白石町大字馬洗2516番地在住の東島義弘氏が橘町片白、市道片白花島線を仲橋から国道498号方面に向かって走行中、通過していた市道が大雨により冠水しており、それに気づかず走行し、自動車が水没し、走行ができなくなり、所有車両が全損となったものでございます。

当時は大雨洪水警報発令中で、大雨により東川の水位が増し、事故現場付近は一面冠水しており、さらに夜間であったことも重なって前方が見えにくく、このような事故が発生したものであると思われま。

また、被害者から冠水看板設置のおくれ等、市道における管理可否を問われ、加入しております全国町村総合賠償保険と相談の結果、補償額を支払ったものでございます。

この損害賠償額につきましては、車体の時価相当額の3割、817,708円を武雄市が支払うことで双方が合意したもので、賠償額については、平成18年7月19日に全国町村会の総合賠償補償保険から全額補てんされております。

今後、このようなことが発生しないよう道路パトロールの強化と、特に大雨時においては冠水が予想される場所等については早目に看板等の設置を行う等十分注意し、道路管理の強化に努めたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は法令に基づき提出された報告でございますので、この程度でとどめたいと

思います。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成18年8月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時7分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 吉 川 里 已

〃 議 員 前 田 法 弘

〃 議 員 樋 渡 博 徳

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義